

## 物品等の優先調達に係る特例子会社等の登録等実施要領

### 1 趣旨

この要領は、北海道が「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき作成する調達方針において調達の対象とする下記2（1）から（4）の事業所等について、提供可能な物品等を登録しその情報を庁内各部局等で共有することにより、受注機会の増大を図ることを目的とし、当該登録等に必要な事項を定めるものとする。

### 2 登録の対象

この要領における登録の対象は、その所在地又は住所地が北海道内にあり、次の（1）から（4）のいずれかに該当する施設等とする。

- (1) 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）
- (2) 重度障害者多数雇用事業所（以下の①から③の要件をすべて満たす事業所）  
（1週の労働時間が20時間以上30時間未満の労働者については、その人数に2分の1を乗じて算出する。）
  - ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が5人以上
  - ②当該事業所の労働者に占める障害者である労働者の割合が20%以上
  - ③当該事業所の障害者である労働者の人数に占める重度障害者（障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者をいう）、知的障害者又は精神障害者である労働者を合計した人数の割合が30%以上
- (3) 在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体）
- (4) 在宅就業障害者（障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する者）  
自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（企業等に雇用され、在宅で勤務する障がい者は含みません。）

### 3 届出等

#### (1) 新規登録

情報の登録を希望する事業所等は、「提供可能な物品等の登録に係る届出書」（別紙様式第1号）を、知事へ提出するものとする。

2（2）の重度障害者多数雇用事業所の登録の届出のときには、「障害者雇用率等計算書」（別紙様式第2号）も併せて提出するものとする。

#### (2) 登録事項の変更

登録されている事業所等は、登録事項に変更があった場合は、「提供可能な物品等の登録に係る変更届出書」（別紙様式第3号）を、知事に遅滞なく提出するものとする。

#### (3) 登録廃止の届出

登録されている事業所等は、上記2の要件に該当しなくなった場合又は物品等の提供ができなくなった場合は、「登録の廃止に係る届出書」（別紙様式第4号）を、知事に遅滞なく提出するものとする。

### 4 登録及び周知

#### (1) 登録

①知事は、上記3の提出があった場合は、その内容の確認を行うものとする。

②知事は、登録事業所について庁内で周知するための名簿を別添のとおり作成し、前項の確認の結果、適当と認めるときは、名簿への登録、登録事項の変更、登録の削除を行う。

#### (2) 周知

知事は、上記の名簿をホームページ等に掲載し、道の各部局等で広く参照できるようにする。

### 5 登録の取消

知事は、この要領による登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 上記2の要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽または不正の手段で登録したことが判明したとき
- (3) 事業所等から登録の取消の申出があったとき

## 附 則

この要領は、平成26年3月18日から施行する。